

件名	愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例
主管課	監査事務局
根拠法令等	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日公布、平成 21 年 4 月 1 日（一部の規定は平成 20 年 4 月 1 日）施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>地方公共団体の財政の健全性に関する比率（健全化判断比率）等に係る監査委員の審査結果及び意見の知事への提出期日を規定する。</p> <p>決算審査意見等の提出期限</p> <p>（決算意見の提出）</p> <p>（追加）</p> <p>第 8 条 法第 233 条第 3 項及び法第 241 条第 5 項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項に規定する意見は審査に付された日から 3 箇月以内に、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項に規定する意見は審査に付された日から 2 箇月以内に知事に提出しなければならない。</p>	
施行日	平成 20 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的</p> <p>(1) 地方公共団体の健全化判断比率等の公表の制度を設ける。</p> <p>(2) 地方公共団体が、健全化判断比率等に応じて財政の早期健全化、財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定める。</p> <p>(3) (2)の計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資する。</p> <p>（普通会計：健全化判断比率、企業会計：資金不足比率）</p> <p>（健全化判断比率の公表等）</p> <p>第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。</p> <p>2～7 省略</p> <p>（資金不足比率の公表等）</p> <p>第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p>	